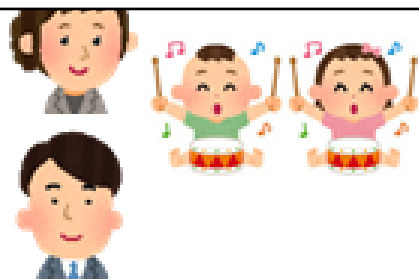


世帯の点数はこんなふうに計算しています

☆(申込冊子22～25ページの点数表と併せてご覧ください)☆

※令和8年度より点数基準の変更があり、下記例は令和8年度を想定して作成しておりますので、令和7年度申込の方は令和7年度申込冊子をご覧ください。



- ・ふたご
- ・父：月 160 時間以上勤務
- ・母：4月から就労内定中（月 120 時間以上勤務）

基本点数 父：100
母： 80
調整点 +3 → きょうだいの状況
183点 （双子による加点点）



- ・入所希望する園に上の子が入所中
- ・父：月 160 時間以上勤務
- ・母：育休中（育休前は月 160 時間以上勤務）
- ・自宅の1[※]〇〇内に65歳未満の祖父母が居住（祖父は就労、祖母は専業主婦）

基本点数 父：100
母：100
調整点 +7 → きょうだいの状況
 -3 → 保育の代替手段
204点 （別居の祖父母）



- ・2人同時入所希望
- ・父：月 160 時間以上勤務で現在は北海道に単身赴任中
- ・母：子どもが入所したら仕事を探したい

基本点数 父：100
母： 30
調整点 +6 → 就労状況
136点 （単身赴任による加点点）



- ・現在、対象児童は企業主導型保育所に入所中
- ・入所希望園に上の子2人が入所中
- ・父：月 160 時間以上勤務
- ・母：月 96 時間以上勤務

基本点数 父：100
母： 80
調整点 +5 → 保育の代替手段
 +10 → きょうだいの状況
195点 （3人目の加点点）

保育料ってどれくらい？

**4月1日の年齢が
0. 1. 2歳児のことも**



父母の年収が合算して103万円未満で、生計を同一とする祖父母のいずれかが年収300万円を超える場合は、その祖父母の市民税も合算して保育料を算定します。



- ・保育必要量（標準時間／短時間）
- ・保護者の市民税の所得割額の合計により保育料を決定します。



毎年6月頃にお手元に届く「市民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書」等をご参照ください。保護者の市民税の税額控除前所得割額を申込冊子の28ページの「大阪市保育料金額表」に照らし合わせると概ねの保育料がわかります。（父母ともに課税の場合はご夫婦の合算）

保育料の例

- ・4月1日の年齢が1歳のお子さまが、標準時間認定で保育を利用。
- ・父の所得割額が173,680円、母が配偶者控除の対象となっているお子さまの場合

$$173,680円 \times 6 \div 8 = 130,260円$$

申込冊子28ページの大阪市保育料金額表に照らし合わせると13階層（32,700円）となります。

税額算定の基礎となる金額 任意の個人金等特別控除 府民税額控除等の合計額 給与から差し引かれる母月の月別税額

令和3年度 給与所得等に係る市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

所 給与収入 5436629 主たる給与 5436629 所得 ③A-B 2171000

税額控除前所得割に6/8をかけた金額の父母の合計を「大阪市保育料金額表」に照らし合わせます。

特 生命保険料	70000	基 礎	430000	扶養親族等区分	本人区分	基礎控除	11530
控 地震保険料	22000	雑 損	0	同 様	同 様	同 様	同 様
除 障害者控除	0	療 費	11530	同 様	同 様	同 様	同 様
配 偶 者 控 除	330000	所得控除合計②	1737193	同 様	同 様	同 様	同 様

所得控除の総合計額 ↑

⑤には寄附金税額控除額11,674円、住宅借入金控除額97,050円が含まれます。

控除対象配偶者の有無、扶養親族の人数内訳、本人該当区分の該当欄に*または人数を表示

市 民 税	税額控除前所得割額④	173680
府 民 税	税額控除額⑤	88979
税 均 等 割 額⑦	84700	
税 均 等 割 額⑦	3500	
府 民 税	税額控除前所得割額④	43420
税 均 等 割 額⑦	22245	
府 民 税	所得割額⑥	21100
税 均 等 割 額⑦	1800	
特別徴収税額⑧	111100	
控除不足額⑨	0	
既 充 当 額⑩	0	
既 納 付 額⑪	0	
特別徴収額⑧-⑩-⑪	111100	
変更前税額⑫	-	
増減額⑧-⑫	-	
変 更 月	一月	

納 付 額	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	10 月 分	11 月 分	12 月 分	1 月 分	2 月 分	3 月 分	4 月 分	5 月 分
納 付 額	9900	9200	9200	9200	9200	9200	9200	9200	9200	9200	9200	9200

令和3年 5月 20日

給与から差し引かれる特別徴収税額（年税額）

受 給 者 番 号
× × × × ×

住
大阪府北区中之島000

指 定 番 号
200000

宛 名 番 号
1

住所が相違する場合は、下段に記載の市税事務所へご確認願います

☆きょうだい等がいる世帯について、令和6年9月分より第1子（生計を同一にするこども）の年齢にかかわらず、第2子以降が無料となりました。ただし、第1子が企業主導型保育所以外の認可外保育施設を利用している場合は、多子減免の対象外となります。詳しくは下記ホームページをご覧ください。

- ・令和6年9月より認可保育施設の無償化の対象が第2子まで広がりました。
(<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000608688.html>)

保育料の無償化について

目次↑

12

4月1日の年齢が0. 1. 2歳
で非課税世帯のこども



4月1日の年齢が3. 4. 5歳
の全てのこども

国の幼児教育無償化により保育料は0円
となっています。



ただし…

園にかかる諸経費



主食費（ご飯）



副食費（おかず等）



園にかかる諸経費や、延長保育料、3歳児以降の主食費（ご飯）、副食費（おかず・おやつ代）は別途保育園へお支払いいただく必要があります。

- ※
- ・ 第3子以降の子ども
 - ・ 保育料の利用者負担区分が1～8A 階層の世帯
 - ・ ひとり親世帯または障がい者のいる世帯で利用者負担区分が1～9 階層の世帯
- については、副食費の免除が適用されます。

入所申込について

保育園の入所には、年度始まりの4月から入所する「**一斉入所**」と、5月以降の年度途中から入所する「**途中入所**」があります。学年の始まりとなる4月が1年の中で最も募集人数が多く、4月で埋まりきらなかった枠と、退園等で空いた枠が5月以降の募集人数となります。



	令和8年度一斉入所 1次調整申込み	令和8年度一斉入所 2次調整申込み	年度途中申込
申請書類	令和8年度用	令和8年度用	入所希望する年度用
申込期限	令和7年10月1日（水） ～10月15日（水）	令和8年1月9日（金） ～2月6日（金）	入所希望月の前月5日 まで（土日祝の場合は翌開庁日）
結果発表	令和8年1月26日（月） 通知発送	令和8年2月27日（金） 通知発送	入所希望月前月の 15日前後に通知発送 （内定の方には電話連絡）
内定した場合の入所日	令和8年4月1日	令和8年4月1日	入所決定月の1日
保留となった場合	自動的に2次調整の対象 となる。 2次調整も保留の場合は 申込み年度の3月まで毎 月利用調整の対象となる。	申込み年度の3月まで 毎月利用調整の対象とな る。	申込み年度の3月まで 毎月利用調整の対象とな る。

2次調整とは

一斉入所には「1次調整」と「2次調整」があります。
2次調整は1次調整で埋まりきらなかった空き枠を公表し、1次調整で保留となった方と、新たに申請された方を対象に調整を行います。

保留通知について

申請された月の利用調整で入所できなかった方に送付いたします。
翌月以降は保留通知の送付はせず、入所が可能となった場合のみお電話でご連絡いたします。

令和8年度 一斉入所

お申し込み方法

1

令和8年度 保育施設・保育事業利用の案内を入手してください。

9月4日（木）から港区役所3階のエレベーターホール前と港区の全ての認可保育園にて配布しています。またホームページからもダウンロードしていただけます。

2

就労証明や診断書等、時間のかかる書類の準備を始めましょう。

不足書類の提出期限 11月17日（月）を過ぎると、1次選考に点数を反映できません。保育を必要とする事由を確認する書類が間に合わなかった場合は申請却下となることもあります。

3

一斉入所受付のオンライン予約をお取りください。

9月8日（月）9時より、オンライン予約を開始します。当日はご予約の方が優先となりますので、忘れずに予約をお取りください。

4

ご予約された日時に面接会場にお越しください。

当日はお子さまの面接もありますので、お子さまと一緒にお願いします。
混雑緩和のため、あまりに早いご来場はお控えいただき、遅れそうな時や来場できない場合はご連絡ください。面接時間は1世帯20分を予定しておりますので、申請書はご記入いただいた上でお持ちください。

※当日お子さまの同伴が難しい場合は、面接のみ後日実施しますのでご相談ください。

・・・会社や病院等記入欄

申込書の表紙となるページです。世帯の方のお名前や、希望保育施設を記入します。

ご希望の園のみご記入ください。
第6希望まで無理に埋める必要はありません。(P24のQA参照)
希望される方は第7希望以降もご記入いただけます。

利用調整調査票（その1）

保護者の状況や、祖父母、きょうだいについてご記入いただくページです。

利用調整調査票（その1）

[illegible]

育児休業中の方のみご記入ください。
上の☐ は点数どおりの順位となります。下の☐ は一番低い点数の方の後の順位となり、入所の可能性が低くなります。育児休業を延長希望される方向けです。

全ての保護者の方が対象です。
有無について必ずご記入ください。

令和7年1月1日に大阪市内に
住民票があった方は、課税証明の
提出が必要です。

※父方等の状況

祖父等の状況		祖母等の状況	
氏名	氏名	氏名	氏名
住所	住所	住所	住所
職業	職業	職業	職業
収入	収入	収入	収入
支出	支出	支出	支出
貯蓄	貯蓄	貯蓄	貯蓄
負債	負債	負債	負債
その他	その他	その他	その他

※母方等の状況

祖父等の状況		祖母等の状況	
氏名	氏名	氏名	氏名
住所	住所	住所	住所
職業	職業	職業	職業
収入	収入	収入	収入
支出	支出	支出	支出
貯蓄	貯蓄	貯蓄	貯蓄
負債	負債	負債	負債
その他	その他	その他	その他

親族(20歳以上 65歳未満)が同居、または自宅から1 km圏内に65歳未満の祖父母が居住している場合、保育の代替手段があるという理由から減点の対象となります。「保育理由証明及び申告書」等の保育ができない証明を提出くだされば減点の対象外となるか判断します。

○ 就学前の兄弟姉妹の状況

小学校就学前の兄弟姉妹がいる場合、該当する箇所だけ、印字可能な事項等を入力してください。

氏名	性別	生年月日	年齢	状況
金内 三郎	男	昭和 4 年 8 月 5 日	1	○(○)福岡県に○(○)福岡県三井市○(○)市○(○)区○(○)丁目○(○)番地○(○)号
		昭和 5 年 11 月		1 (福岡県三井市○(○)市○(○)区○(○)丁目○(○)番地○(○)号)

49 児童福祉法で利用申込をしている場合		児童福祉法で利用申込をしない場合、十分配慮の考えを記入してください	
児童福祉法(14)の児童福祉法で利用申込をしている場合、利用が希望するが、 児童福祉法第14条第1項第1号の児童福祉法で利用が希望するが、 児童福祉法第14条第1項第2号の児童福祉法で利用が希望するが、	児童福祉法第14条第1項第1号の児童福祉法で利用が希望するが、 児童福祉法第14条第1項第2号の児童福祉法で利用が希望するが、	児童福祉法第14条第1項第1号の児童福祉法で利用が希望するが、 児童福祉法第14条第1項第2号の児童福祉法で利用が希望するが、	児童福祉法第14条第1項第1号の児童福祉法で利用が希望するが、 児童福祉法第14条第1項第2号の児童福祉法で利用が希望するが、
児童福祉法第14条第1項第1号の児童福祉法で利用が希望するが、 児童福祉法第14条第1項第2号の児童福祉法で利用が希望するが、	児童福祉法第14条第1項第1号の児童福祉法で利用が希望するが、 児童福祉法第14条第1項第2号の児童福祉法で利用が希望するが、	児童福祉法第14条第1項第1号の児童福祉法で利用が希望するが、 児童福祉法第14条第1項第2号の児童福祉法で利用が希望するが、	児童福祉法第14条第1項第1号の児童福祉法で利用が希望するが、 児童福祉法第14条第1項第2号の児童福祉法で利用が希望するが、
児童福祉法第14条第1項第1号の児童福祉法で利用が希望するが、 児童福祉法第14条第1項第2号の児童福祉法で利用が希望するが、	児童福祉法第14条第1項第1号の児童福祉法で利用が希望するが、 児童福祉法第14条第1項第2号の児童福祉法で利用が希望するが、	児童福祉法第14条第1項第1号の児童福祉法で利用が希望するが、 児童福祉法第14条第1項第2号の児童福祉法で利用が希望するが、	児童福祉法第14条第1項第1号の児童福祉法で利用が希望するが、 児童福祉法第14条第1項第2号の児童福祉法で利用が希望するが、

きょうだい同時で申込みされる
方のみご記入ください。

上のお子さまが入所中で、今回は
下のお子さま1人だけのお申込み
の場合は記入不要です。

[illegible]

お子さまの現在の保育状況や、出生時の状況、病気や障がいの有無についてご記入いただくページです。

[illegible]

同一疾病等で1年に1回以上の継続的な通院があるお子さまは「対象児童用診断書」の提出が必要です。
便秘やアトピー性皮膚炎など診断書が不要な場合もあります。迷った場合は担当までご確認ください。

裏面にはお子さまの現在の生活状況をご記入ください。

※ 1. 必要な児童のみ提出		【主治医記載】	
対象児童用診断書 （大阪市保育所等人形希望用）			
(あて先) 保健福祉センター所長			
氏名が	(姓) ・ (姓・II) ・ (Ⅲ) 年 月 R 生		
等別名			
※、必要ない児童とは、治療中、または経過観察中の児童であり、1年以上1門以上で一つの症状等で継続した重症がある児童、なかし、一時的、一時的なものに該当。しかし、入所後発育中に33%の制限や軽微な障害等が必要な場合には、診断書が必要。(すべての児童が対象ではありません) この診断書は、許可における入所を、用紙等に必要書類とする。			
1. 【医療の経歴状況】必ずしも何回かチェック又は必要と返る記入してください。			
初診日	(姓) ・ (姓・II) 年 月 日		
入院歴	□ なし / □ なり 全 () 回 (入院回数) R・R・年 月 にあたり E 回		
下痢症	□ なし / □ なり 全 () 回 (下痢回数) II・II 年 月 日		
①	現在の病状は次のいずれかに該当します。 ☐ 以上の状態は完治している (経過観察も含め治療の必要はない) ☐ 経過観察中で、追加的な治療が必要である。 ☐ 入院期間中でもある。 ☐ 医療的ケアが必要である。 (ケアの内容 _____) 治療費または資料をご記入ください。		
②	今後見られる医師の指導を記入してください。 (か) (Ⅲ) (Ⅳ) の医師が必要		
③	治療ありとす。 (なし) / □ なり 薬名 _____ 服薬方法 _____		
次の事項についてはい、対象児童が保育所における集団生活を送るにあたり、事案の「発生」での上下一日の生活に支障にご注意をお知らせください。今後の安全な集団保育の環境のためお考えをお願いいたします。特に乳幼児は施設内におき保育士によって管理される保育環境では、睡眠や食事、着脱などの補助や支障、更衣離れなど日常の生活に困難が生じる機会が多くあり、発達遅延や行動異常が生じやすく、悪化傾向にある場合があります。 (※欠席にもより主治の先生にご相談をさせていただきます) などがある場合は、以下、この診断書に、入所後保育施設や家庭への指導指示をお願いします。			
2. 【個別配慮について】			
①	☐ 集団生活から隔離されていますか。 □ なし / □ なり - 隔離がある場合、必要と認められる内容 (たとえば行方、虐待・保護措置等)		
②	☐ 集団生活で受け入れられ、どのような配慮が必要ですか。 - 正装が必要な場合、身体的な制約のある場合 (食餌での器用さの調整、便秘、失食・排泄、感音覚醒等)		
以上のとおり診断し送付。 西暦・令和 年 月 日 医師署名欄 区 市 名			

(3)



対象児童用診断書

かかりつけ医、小児科で記入してもらってください。
取得には診断書料がかかります。
入所決定や、入所後の安全な保育のために必要となります。

就労・就学等を事由としてお申込みいただく方の証明書（職場で記入してもらいます）

就労証明書

※ 記入例（雇用されている方・固定就労）

下記の事項について、事実であることを証明いたします。

※ 記載事項は、雇用されている方の状況に合わせて記入してください。

※ 記載事項は、雇用されている方の状況に合わせて記入してください。

※ 就労証明書記載にあたっての留意事項

- 就労証明書は、雇用主の責任で記入し、必要に応じて、労働者の同意を得る必要があります。
- 記載事項は、雇用されている方の状況に合わせて記入してください。
- 記載事項は、雇用されている方の状況に合わせて記入してください。

※ 就労証明書提出にあたっての留意事項

- 就労証明書の提出は、雇用主の責任で行ってください。
- 記載事項は、雇用されている方の状況に合わせて記入してください。
- 記載事項は、雇用されている方の状況に合わせて記入してください。



シフト制の場合はシフト表の添付をお願いします。

自営業の方は他に営業許可証や確定申告の控えなど、自営業を証明する書類も必要です。

記入見本

※ 就労証明書の記入例（雇用されている方・固定就労）

※ 記載事項は、雇用されている方の状況に合わせて記入してください。

※ 記載事項は、雇用されている方の状況に合わせて記入してください。

※ 就労証明書記載にあたっての留意事項

- 就労証明書は、雇用主の責任で記入し、必要に応じて、労働者の同意を得る必要があります。
- 記載事項は、雇用されている方の状況に合わせて記入してください。
- 記載事項は、雇用されている方の状況に合わせて記入してください。

※ 就労証明書提出にあたっての留意事項

- 就労証明書の提出は、雇用主の責任で行ってください。
- 記載事項は、雇用されている方の状況に合わせて記入してください。
- 記載事項は、雇用されている方の状況に合わせて記入してください。



学校に通われている方、その予定の方は、A欄を学校で記入してもらいます。

求職活動中の方はB欄にご記入ください。他にハローワークの紹介状や雇用保険証、不採用通知など求職活動を証明する書類があれば加点の対象となります。